

## ＜飲食店早期支払申請用＞

### 誓 約 書

私は、静岡県内の緊急事態措置区域内における「静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（休業・営業時間短縮要請）」＜静岡県飲食店（緊急事態措置：早期支払）＞【令和3年8月20日～9月12日実施分】のうち、早期支払分を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

#### 記

- ・私は感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守するとともに、令和3年9月12日までの休業・営業時間短縮要請に応じます。
  - ①酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等にあつては休業します。
  - ②それ以外の飲食店等にあつては午後8時から翌朝午前5時までの営業を行いません。
- ・早期支払申請後に、実績支払申請を行います。
- ・この協力金に関し、1店舗当たり複数の申請はしていません。また、今回申請した店舗について、大規模集客施設の休業・営業時間短縮要請に係る協力金の申請をしません。
- ・私の申請内容について、虚偽が判明した場合には、協力金の返還等に応じるとともに、その返還の請求に係る協力金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協力金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に支払います。
- ・本申請に関し、県から検査・報告等の求めがあつた場合は、これに応じます。
- ・協力金を受領した際には、施設名（屋号）の公表を承諾します。
- ・協力金の支払いについては、口座振替により受領することを承諾します。
- ・営業に必要な許可等を有しています。
- ・申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・要請期間中、休業又は営業時間を短縮していることや酒類及びカラオケを提供しないことを店舗に掲示します。

以上

令和 年 月 日

（宛先）静岡県知事 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_